

門 真 市 広 報 連 絡 表		総合政策部秘書広報課 参事 上松 岳史
提 供 日	平成28年4月5日(火)	写 真
場 所		有 ・ 無
門真市立幼稚園利用者負担額の算定誤りについて		

1 事実内容

門真市において、門真市立幼稚園の利用者負担額について、一部、誤って算定した利用者負担額決定通知書を発送した案件が判明しました。平成28年度4月分から8月分に係る月額利用料について、36件(36世帯)、最高で1件あたり12,400円、本来の利用料よりも高額となる月額利用料を記載した決定通知書を発送したものです。

なお、今回発送した決定通知書による実際の利用料の徴収は、まだ行っておりません。

2 経過

3月31日(木) 平成28年度4月分から8月分に係る利用者負担額を決定し、通知書を送付。

4月1日(金) 午後2時頃、保護者より利用者負担額について疑義の連絡があった。内容を確認したところ、誤りがあることが判明したことから、謝罪及び後日、正しい金額を記載した通知書を送付する旨伝えた。

同日 上記の件を受けて、他の該当者の確認作業を開始するも、システムメンテナンスのため対象者の確定ができず。

4月3日(日) 利用料の算定について再度確認した結果、36人分(36世帯)の利用料が誤って算定されていることが判明した。

4月4日(月) 該当者に、順次、連絡して説明及び謝罪を行った。

3 原因

門真市では、平成27年度までに公立幼稚園に入園した園児については、28年度においても引き続き経過措置により利用料が算定されており、子ども・子育て支援新制度施行前(平成26年度まで)の額と、市町村民税の所得割額の状況を基本に算定する新利用料と比較して、低い方の額に利用料を決定しています。この中で、担当職員が新旧利用料の比較を行い利用料の決定をすべきところ、全て新利用料で算定していたため、本来の利用料よりも高い利用料に決定していたことが判明したものです。

4 利用料の算定誤りの件数及び影響額

利用料の算定誤りの件数 36人(36世帯) (97人95世帯中)

本来の利用料との差額(影響額) 1人当たりの最高額 12,400円(月額)

5 対応について

該当する保護者に個別に連絡のうえ謝罪を行うとともに、本来の利用料が記載された決定通知書を再送付します。

6 再発防止などについて

この度は、該当となった保護者様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、利用料決定の際のチェック体制の強化などにより、再発防止に全力で取り組み、保護者の皆さまに対する信頼回復に努めてまいります。